

令和5年度事業計画（案）

わが国は世界に類をみない高齢社会を迎え、今後福祉輸送需要はますます増大すると考えられること、行政もバリアフリー法の改正やユニバーサルデザイン2020を閣議決定するなどユニバーサル社会を見据えた輸送行政を推進していることから、当協会としても今後の福祉輸送の充実のために奮闘してまいります。

また、タクシー業界が、公共交通の一員として福祉輸送分野においても大きな役割を担ってきたこと、今後もその責任を担っていくこと等について消費者や社会にアピールする努力をしていかなければなりません。

当協会としても、一層の前進を勝ちとるよう気持ちを新たに努力してまいります。

一. 組織活動

○組織活動目次

1. 組織の強化・活性化と財政基盤の確立
2. 理事会及び評議員会の開催
3. 正副会長会議の開催
4. 行政への対応

1. 組織の強化・活性化と財政基盤の確立

全福協は会費収入を主たる財源とした一般財団法人で、会員の増減がすぐ組織力に反映されますので、組織の強化及び財政基盤の確立は、絶えず追求されなければなりません。

組織の強化・活性化と財政基盤の確立に向けて次のように取り組みます。

- ① 会員拡大事業…「一社声かけ運動」を引き続き推進します。
- ② 福祉限定事業者の組織化について
「福祉限定事業者」の会員化を諮ることも全福協としての大きな課題です。
今後とも限定事業者の組織化に努めます。
- ③ 地方組織の充実について
組織力を高めるためには地方組織の整備も大きな課題です。
理事及び評議員の皆様には最大の努力をお願いします。
- ④ 福祉輸送普及促進事業等の事業活動を通じて組織の拡大・活性化を諮ることとします。

2. 理事会及び評議員会の開催

理事会及び評議員会の開催に係る定款の規程は、定時理事会及び定時評議員会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する（14条、33条）とあります。

また、理事会による評議員会の開催決議（15条）、評議員会召集の通知（16条）、更に会長・副会長・専務理事が、毎事業年度に4カ月を超える間隔で2回以上課せられている報告義務（23条5項）などから、令和5年度の定時理事会および定時評議委員会を令和6年5月及び6月に開催するとともに、令和6年1月（又は2月）に理事会を開催すること

とします。

3. 正副会長会議の開催

正副会長会議は、3ヶ月に1回程度開催することとします。

また、全福協が置かれている現在の厳しい状況を分析し、全福協をどうするのか、どうあったらいいのか等についても議論をすすめます。

この場合必要に応じて、顧問、参与、相談役、評議員、理事の意見を聴取します。

4. 行政への対応

■各種委員会への参加

国土交通省等が設置・開催する各種委員会等に委員を送ります。

常設されている次の委員会には引き続き委員を送ります。

今後新たに委員会等が設置された場合は、正副会長と諮りながら対応します。

○令和5年度に設置される委員会に引き続き委員を送ります。

二. 事業活動

協会の存在意義を高め、会員の拡大や定着を図るため、会員サービスの充実を目的とした福祉輸送普及促進事業（教育研修事業、教育宣伝事業、調査研究事業）、福祉輸送サービス補償事業（保険事業）や当面する課題に係る事業を推進します。

○事業活動

1. ユニバーサルドライバー研修事業

- (1) ユニバーサルドライバー研修事業
- (2) ユニバーサルドライバー研修講師養成講座
- (3) ユニバーサルドライバー研修高度化事業

2. 福祉輸送普及促進事業

- (1) 教育研修事業

○事業者研修会事業

- A 事業研修会（酸素問題連絡会活動を含む）
- B 親睦研修会
- C 輸送形態別部会

- (2) 教育宣伝事業

- ① 会報「全福協四季報」の発行
- ② ホームページの充実

- (3) 調査研究事業

- ① 交通安全推進事業
- ② 移動支援ネットワーク事業

3. 福祉輸送サービス補償事業

4. その他事業

- (1) 医療搬送事業者認定事業
- (2) 日本宝くじ協会助成事業
- (3) 福祉輸送事業環境の改善

5. 当面する課題

1. ユニバーサルドライバー研修事業

(1) ユニバーサルドライバー研修

東京、大阪、神奈川県のとくシーセンターにおいて新任乗務員を対象に、UD研修を組み込んだ研修を実施していること、多くの都道府県のとくシー協会やとくシー乗務員登録機関が研修を開始したこと、UDとくシー補助制度にUD研修の修了者が必要になったことなどにより、UD研修のすそ野がさらに大きくなろうとしています。

令和5年度は、認証実施団体が実施するUD研修の受講者を9,000名、とくシーセンターにおける受講者を7,000名として、合計で16,000名の受講を目指します。

活動報告の中でも触れましたが、UD研修実施要綱及び実施要領を改定した結果、全福協、全とく連会員事業者及び個人とくシー事業者にかかる研修管理費は3,000円(税別)、会員以外の事業者にかかる受講者については、4,000円(税別)となります。

全福協は、「ユニバーサルドライバー研修」を推進する「ユニバーサルドライバー研修推進実行委員会(以下「実行委員会」という。)の事務局を引き続き担当し、この研修に必要なテキスト、チェックリスト、損害賠償保険資料、アンケート用紙等の教材を提供するとともに、全とく連とも共同して、UD研修のさらなる発展のための方策を検討してまいります。

(2) ユニバーサルドライバー研修講師養成講座

ユニバーサルドライバー研修の普及のためには、研修を支えていただく講師の養成が引き続き求められていることから、令和5年度も「ユニバーサルドライバー研修講師養成講座」(以下「講座」といいます。)を実施します。

本講座は、期間は2日間、延べ17時間をかけて、ユニバーサル社会の理解を始めるとしてお客様の理解や接遇、介助方法、そして研修の場における話し方など研修講師として必要とされる基礎的な課題を学ぶものです。

本講座の受講者は全国的に募集を行い、1回につき24名の受講者を予定します。この講座の受講料は、全福協、全とく連の会員及び個人とくシー事業者は従来通り1人5万円(税別)とし、全福協、全とく連の会員以外の事業者については1人6万円(税別)とします。

令和5年度も4回開催予定することとします。

(3) ユニバーサルドライバー研修高度化事業…「中級編」(仮称)の開発準備

ユニバーサルドライバー研修で実施している受講者アンケートで「今後フォローアップ研修(有料)があれば参加しますか」との問に対し、「参加したい」「できれば参加したい」と答えた方が多いこと、ケア輸送サービス従事者研修にかわる新たな研修が求められていることもあり、UD研修の高度化をめざし、実技を中心とした新たなコースの開発のために、ユニバーサルドライバー研修高度化事業…「中級編」検討委員会(仮称)を設置することとします。

2. 福祉輸送普及促進事業

福祉輸送普及促進事業として、教育研修事業、教育宣伝事業、調査研究事業を行います。

(1) 教育研修事業

教育研修事業として、事業者研修会事業(事業研修会、親睦研修会、輸送形態別部会)を行います。

福祉車両を使用する福祉限定事業者向け研修である「福祉限定乗務員研修」を開発したので、今後開催に向けた努力をしております。

○事業者研修会事業

A 事業研修会(酸素問題連絡会活動を含む)

めまぐるしく変わる福祉輸送の世界では常に新しい情報が求められています。

そのための事業者・指導者の育成強化と福祉輸送に係る事業研修を中心とした「事業研修会」を、会員が自由に参加し意見の交換ができる場として適宜開催することとします。

今年度の詳細は決まり次第お知らせします。

B 親睦研修会

令和5年度「親睦研修会」は、本年10月以降、2泊3日で開催することとします。

具体的な日程や旅行地は7月初旬頃までには確定し、会員に連絡します。

C 輸送形態別部会

輸送形態別の福祉輸送に係る議論を深化させるためには、輸送形態別部会活動の活性化も大きな課題の一つです。

輸送形態別に議論する課題が生じた場合はタイムリーに開催することとします。

(2) 教育宣伝事業

① 会報「全福協四季報」の発行

会員への情報提供の強化を図るため、季刊「全福協四季報」の一層の充実を図ります。会員の皆さまの投稿をお願いします。

② ホームページの充実

福祉輸送サービスに関連する資料、情報等の提供について協会ホームページをリニューアルします。

また、UD研修がそのすそ野を大きく広げつつある中で、研修実施機関の紹介や、研修にかかる情報の提供を幅広く行うためにUD研修独自のホームページを開設し、3年が経過したところですが、インターネットにかかるセキュリティの強化が求められていることもあり、リニューアルを含めた検討を行ってまいります。

(3) 調査研究事業

① 交通安全推進事業

車いすに依存せざるを得ない高齢者・障害者等の交通安全を図るための交通事故回避素材の開発をすすめます。(車いす等に貼付し、自動車運転者にその存在を知らせる安全反射板等) 開発できた場合は車いすの高齢者・障害者等に配布します。

② 移動支援ネットワーク事業

高齢者・障害者の外出を支援し、安全で安心な旅行や移動ができるように移動支援のための全国ネットワークの整備をすすめます。

3. 福祉輸送サービス補償事業

当協会が、民間保険会社と提携して開発した「福祉輸送サービス補償制度(保険)」のさらなる普及、充実に向けて努力します。

4. その他事業

(1) 医療搬送事業者認定事業

平成24年9月にスタートさせた「医療搬送事業者認定事業」を推進します。

医療搬送事業者認定は、一般財団法人全国福祉輸送サービス協会(全福協)が認定団体となり、認定作業を行います。

認定にかかる費用は、認定申請事業者の負担となります。認定費用は次の通りです。

1. 認定料金 2万円(非会員 4万円/申請、仮認定、本認定等費用)

2. 実費費用(現地確認交通費等/確定額/会員、非会員共通)

・関東地区5千円、・東北、北陸信越区、中部、近畿地区1万円

・北海道地区、中国地区、四国地区、九州地区、以上1万5千円、・沖縄地区2万円

なお、認定した事業者には、「関係資料一式」と「医療搬送事業者認定証」(A4版とカード型の2種)及び「医療搬送事業者認定」シールを交付します。

医療事業者認定の有効期間は初回は2年間ですが、2回目以降は4年間とし、再認定料金を会員1万円、非会員2万円とします。

(2) 日本宝くじ協会助成事業 “外出支援ボランティアの輪を広げよう” “の推進 －8月5日の「タクシーの日」に参加－

一般財団法人日本宝くじ協会に対し申請していた平成25年度社会貢献広報事業として、当協会が申請していた「“外出支援ボランティアの輪を広げよう”」が選ばれ、実施されて以来、毎年助成を受けて事業を実施してまいりました。

令和5年度においても、同様の助成を受けられることとなっています。

わが国が迎えている高齢社会の中にあつて、高齢者や障害者が社会参加できる移動手段の確保、とりわけ誰もが気軽に利用できる公共交通機関の整備が必要となっています。

一方、高齢者、障害者が街に出るためには、それを受け入れる社会に、そのための条件を整備していく必要があります。

助成対象事業は、パンフレット「外出支援ボランティアの輪を広げよう」を作成して広く国民に配布し、国民一人ひとりの参加をいただく中で“外出支援ボランティア”の輪をひろげていこうとするものです。

令和6年度についても申請を行います。

(3) 福祉輸送事業環境の改善

昨年度は、リフト付き貸し切りバスの登録車両数が地域による格差が大きいことなどから、車いす利用者の外出機会を確保するためにも県単位の営業区域を運輸局単位に拡大することが必要であると要望していた臨時営業区域の拡大が認められたところです。

今後とも様々な福祉輸送事業の環境を改善するために努力してまいります。

5. 当面する課題

○白タク行為の阻止に向けて

I T総合戦略本部・シェアリングエコノミー検討会議において新経連からライドシェア実現のための法的環境整備について提案がなされ、未来投資会議においては竹中平蔵氏がライドシェア解禁について度々発言しています。

これらの提案は道路運送法、道路交通法、労働基準法等を遵守し安全確保に努力しながら、国民に安全かつ安心な輸送サービスを提供しているタクシー事業の根幹を揺るがそうとしているものです。

全福協としても、このような白タク行為の是認するような動きに断固反対するだけでなく、タクシー業界の一員として少子・高齢化が急速に進行する中で、地域公共交通機関であることを改めて自覚し、利用者ニーズの多様化等に対応して、更なるサービスの高度化を目指すために奮闘します。